

## 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）」の実施にあたり、船橋市の適切な対応を求める陳情

### 〔陳情趣旨〕

2021年6月16日に国会で成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規則等に関する法律（土地利用規制法）」は本年9月中に全面施行の予定です。

この法律によって「注視区域」「特別注視区域」が定められますが、船橋市においては自衛隊習志野基地がそれに該当する可能性が非常に高いと考えられます。同法第7条で「内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる。」とあり、また同条第2項においては「関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあったときは、同項に規定する情報を提供するものとする。」とあります。

また同区域に定められた結果、不動産価格が下落する恐れもあり、船橋市にとっては市民の個人情報の保護そして「まちづくり」という観点から大きく関わる法律です。

同法の国会での可決時に衆参両院で採択された付帯決議の1項目目に「注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること」とありました。そして2022年7月に公表された同法の「基本方針（案）」第2の1（1）には「この指定に当たっては、（中略）あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴取する。最終的な注視区域の指定は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議する」とありますが、都道府県からの意見聴取に留まるのではないかとの指摘もあります。

これらのことにより下記の事項を陳情します。

〔陳情項目〕

- 1, 同法に基づく「注視区域」「特別注視区域」が船橋市内において指定されるのか否かを船橋市はすみやかに国に確認してください。
- 2, 同区域の指定前に国が船橋市の意見を聞くよう、船橋市議会は国に求めてください。
- 3, 国から船橋市に対して意見聴取がなされることが決まれば、すみやかにそのことを船橋市は市民に知らせてください。
- 4, 国から船橋市に対して意見の聴取が行われる前に、市は市民から「注視区域」「特別注視区域」に指定されることへの意見を聞く機会を設けてください。
- 5, 国から船橋市に対して意見聴取がなされた場合には、すみやかにその内容等を船橋市は詳細に市民に公開してください。

以上